

# 駐車監視員資格者講習の開催

## 【講習種別】

道路交通法（昭和35年法第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習

## 【日時】

- 講習  
令和7年11月10日（月）、11日（火）  
午前9時0分から午後5時0分まで
- 修了考査  
令和7年11月18日（火）  
午後2時0分から午後3時0分まで



## 【場所】

札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部 1階 聴聞室

## 【講習申込み要領】

駐車監視員資格者講習の受講を希望される方は、北海道警察のホームページで受講申込書をダウンロードするか、警察署の窓口で受講申込書を受け取り、必要事項を記載し、写真を貼付の上、申し込んでください。

電子申請をされる方は、北海道警察のホームページより北海道電子自治体共同システムにアクセスし、申し込んでください。

なお、電子申請の場合も写真は申請警察署に持参することになります。

## 【申込み受付期間】

令和7年8月25日（月）から同年10月10日（金）  
午前9時0分から午後4時30分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

## 【定員】

20名 （予定定員になり次第締め切ります。）

## 【申込みに必要な書類等】

- 駐車監視員資格者講習受講申込書
- 写真1枚（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cm、現像したものに限る。）
- 講習手数料 20,000円（テキスト代金含む。）

## 【資格者証を受け取ることができない例】

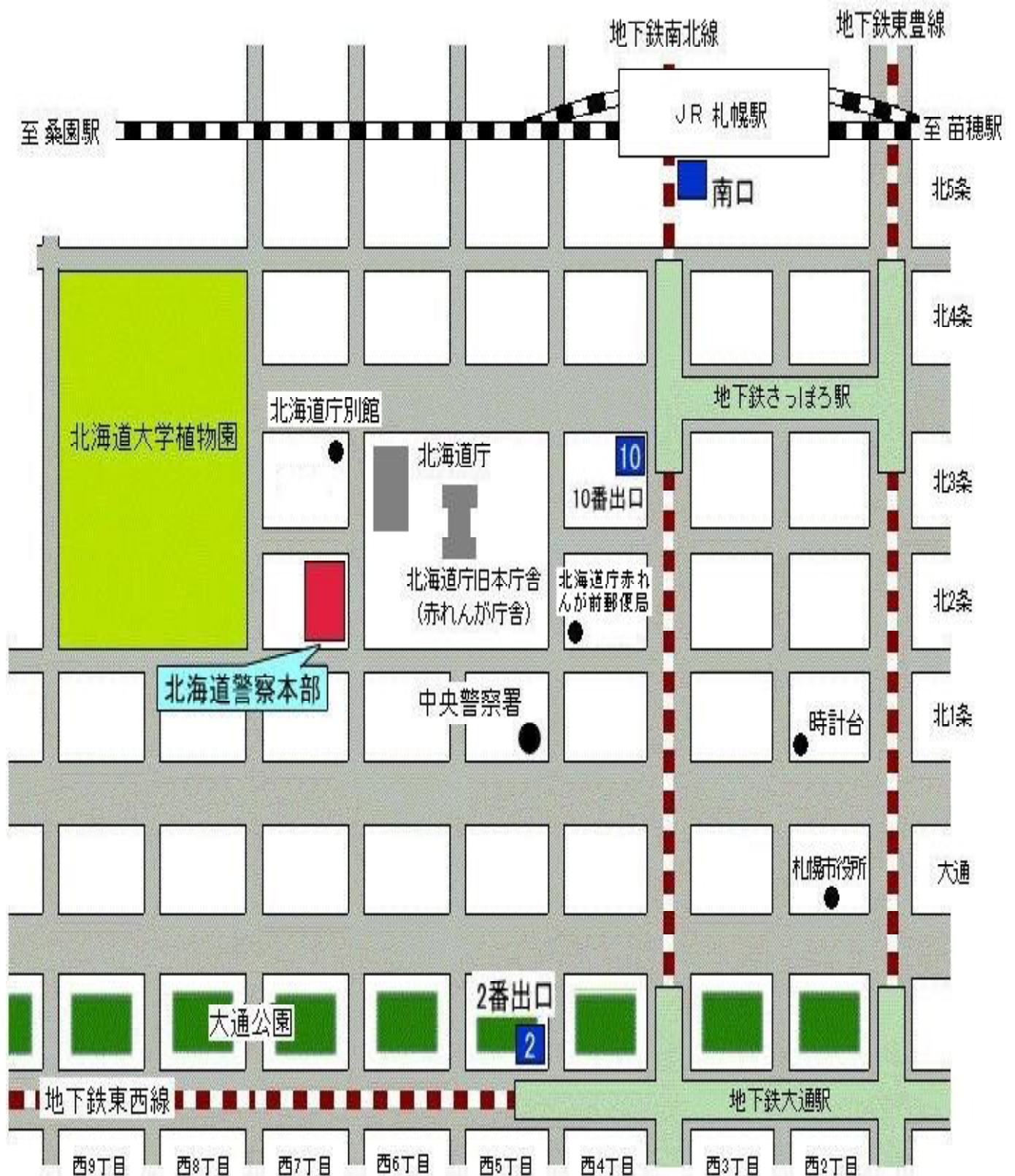
- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 一定の刑に処せられその執行を終えてから2年を経過しない者
- 暴力団関係者
- アルコール・薬物中毒者等



## 【注意事項】

- 実際に放置車両の確認事務を行うためには、駐車監視員資格者証を取得した上で、委託契約を受けた法人に所属することが必要です。
- 受講申込みの際に、申込書に貼付された写真が本人であることを確認する必要がありますので、申込みは本人に限らせていただきます。
- 何らかの理由で講習を受講できなかった場合、講習手数料は返還されませんので、注意してください。
- 受講に当たっては、感染症予防等のため、来場時における手指の消毒等にご協力をお願いします。

## 【北海道警察本部周辺マップ】



### 【最寄駅】

- ・ JR札幌駅南口から徒歩約13分
- ・ 地下鉄南北線・東豊線札幌駅10番出口から徒歩約10分
- ・ 地下鉄南北線・東西線・東豊線大通駅2番出口から徒歩約8分

※ 受講の際は、地下鉄など公共の交通機関をご利用されますようお願いいたします。